

小平市まちの環境美化条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市まちの環境美化条例（令和4年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(環境美化推進重点地区の告示)

第3条 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境美化推進重点地区（次号及び次条第2項第4号において「重点地区」という。）を指定し、変更し、又は解除する範囲
- (2) 重点地区を指定し、変更し、又は解除する日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指導員の職務等)

第4条 条例第8条の指導員の名称は、小平市環境美化指導員（以下この条において「指導員」という。）とする。

2 指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 環境美化を推進するための市民等に対する啓発
- (2) ごみを投棄する者に対する指導
- (3) 飼い犬等のふんを公共の場所等に放置する者に対する指導
- (4) 重点地区及びその周辺における清掃活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指導員は、前項各号に掲げる職務を行うときは、小平市環境美化指導員証（別記様式第1号）を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第5条 条例第10条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による勧告は、口頭又は勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 条例第10条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第3号）により行うもの

とする。

(過料)

第6条 市長は、条例第11条の規定により過料を科するときは、過料を科すべき者に対し過料処分通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(補則)


第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

（表）

第 号	小平市環境美化指導員証
氏 名	
上記の者は、小平市まちの環境美化条例第8条に規定する 小平市環境美化指導員であることを証する。	
年 月 日発行	
年 月 日まで有効	
小平市長	印

（裏）

本証を携帯する者は、次に掲げる職務を行う。
1 環境美化を推進するための市民等に対する啓発
2 ごみを投棄する者に対する指導
3 飼い犬等のふんを公共の場所等に放置する者に対する指導
4 重点地区及びその周辺における清掃活動
5 その他市長が必要と認める事項

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

勧告書

小平市まちの環境美化条例第10条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

1 違反に関する事実

違反の内容	
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 小平市

2 勧告の内容

--

様

小平市長

印

命令書

小平市まちの環境美化条例第10条第3項の規定により、次のとおり命令します。

1 違反に関する事実

違反の内容	
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 小平市

2 命令の内容

--

注

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小平市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

過料処分通知書

小平市まちの環境美化条例第11条の規定により、次のとおり過料を科するものとします。

1 違反に関する事実

違反の内容	
違反のあった日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分 小平市

2 過料処分の内容

過料として、金 円を支払うこと。

注

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小平市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。